

木材引取税といふものをやめてしまふことを
わけにもいかぬ、こういうわけで、実は
は山林についてのいわゆる評価の場合に、
立木の価格評価といふものを加算するという、
評価をすべきではないか、こういうこととをわれわれとしてもいろいろ検討してみたわけであります。が、何しろ山林地の積
積そのものがわからんくらいでありますから、今直ちにどういうふうな方法でやつたらいいかというような結論が出て参りません。そこでお伺いしたいのですが、この点につきまして自治
庁としては今後検討してみるお考えがあるかどうか、国有財産である国有林百億、これは実際よりも低目に見ておられると思うであります。が、そういうを
うに土地の上にある立木の資産といふものが非常に大きなものであります。
おそらく民有地についても同様なことが言えると思うのであります。これがわれわれはどうしても今後研究を要する問題ではないか、こう思うのであります。が、税務部長はこの問題を今後検討するお考えがあるかどうか、これを承りたいと思います。

と、年々立木の価格が増加して参ります。山林の所有者の負担が漸次重なって参ります。そうしますと、これらの負担との関係から、伐期に至らないものを伐採せざるを得なくなる事が生ずるわけでございまして、そういうことは国土保安の見地から考えた場合に適当ではないのじゃないか、こういう考え方もあるったわけであります。しかしながら、山林につきましては、山林地だけを課税標準にとらえましては、それ以上の負担を何ら求めないと、こととも、受益関係その他からして適当ではございませんので、やはり山林地だけの場合に相当の金の動きがあるわけでありますから、この部分からある程度の財源を地元に對して出してもらう。これが一つの木材引取税の考え方だと思うのでありますから、こういう書き方が一番適當ではなかろうか。しながら、木材引取税の課税方式なり運営のあり方につきましては、しばらく御指摘いただいておりますように、問題はいろいろあるわけでございまして、これをどう解決していくべきであろうか、税率の問題もあるだろうと田うのでありますし、いろいろな点を総合的に考えて参りたい、そういうふうに思つております。

野は別としまして、相当部分がやは住宅であります。公営住宅、それから公務員住宅、公務員住宅は評価額にして百五十五億、公営住宅が六百四十一億、これが半分以上を占めておるというような状態であります。法案の十八条に、この交付金の結果としての住宅の使用者にその分を転嫁することができるよう規定されておるわけです。そこで東京あたりにおきましては、この法案が通れば、結局それが公営住宅に入つておる使用者に転じをされて、家賃が八百円上るとか千円上るとか、そういうことが言われてゐるわけであります。こういうことが体適当かどうか。この制度としては、応財産を持つておる団体、それが国であると地方公共団体であろうと、とにかく団体がこれを負担するのだとう。建前になつておると私は思うのであります。それをこういう規定を設けて使用者に転嫁し得るようなことを予想しておるということになれば、当然公営住宅の家賃、使用料が上つてくることはあります。それを見ると明らかだと思うのです。ういう規定を作つたのかどうか、これは相当問題じゃないかと思ひますが、どういうふうにお考えになつておりますか。

たらどうか、こういう意見があつた
けであります。使用者課税は数年前
地方税制にもあつたわけであります
れども、負担の分別等にいろいろな
題がございましてその後に廃止いた
ております。今回提案理由にも申し
げておりますように、やはり公営住
につきましても、当該市町村の施設
の間に相当な受益関係があるわけで
ざいますし、かたかた同種の固定資
との間である程度の均衡の問題も考
た方がいいではないかというふうな
題があります。しかし、住宅につきま
交付金の対象にするようにいたした
けであります。しかし、住宅につきま
しては国が補助政策をとつております
ので、この分につきましてまで交付す
の対象にすることは不適当ではなか
うか、こういうことで、課税標準額は
価額の十分の二ないし十分の四を取
ことにしたのであります。十分の二な
いし十分の四を算定標準額にとりま
して、生れてきます交付金額につきま
ては、これは当該地方団体が使用者を
転嫁させるか、あるいはさらに住宅を
策として一般財源でまかなつてい
か、そこは地方団体がそれぞれの考
に従つて決したらよろしいのじやない
かといふように思っております。しか
しながら、転嫁する場合に、国の住宅
政策なりその他の見地から考えま
で、非常に不当な負担を負わせるよ
なことになる場合には、これはその道
を禁すべきだと思うのであります。し
かしながら、現在の程度に押えて参り
ますと、かりにこれをそのまま家賃に
転嫁した場合にどういう金額になる
か、これが一つの判断のめどではなか
らうかといふふうに思っております。

そうしますと、第一種の公営住宅が七百円であります。今度の交付金当額が三十七円ということになりますと、六年に建設されました木造家屋、坪で八・五坪でございます。これの家屋が七百円であります。二十四年ないし三十七円で、合計いたしますと七百三十七円ございます。第一種公営住宅の同じうな年次の木造住宅をとりますと、十四年ないし二十六年の間の建設が坪でございまして、家賃が千二百六十円、これに対しまする交付金相当額百九十七円ということになつて参ります。一番交付金が大きな数字に出てこりますのはやはり最近に建った建物ございまして、さらに耐火構造の住宅となることになるわけであります。このような耐火構造の住宅で、しかも十年以後に建つたもの、これは十二坪でございまして、家賃の額が三千七十五円であります。これに対しまして交付金の額が四百八十二円といふことになるわけでございます。こういうふうなところから、現在の家賃におきましても、民間の家賃から考えますと非常に低い額に置かれているわけでございます。そういう見地から考えて参りますと、公営住宅の場合は、市町村としては衛生施設とかあるいは道路施設とか教育施設等に相当な出費もいたしましたがどうぞいますので、何らかこういう財源の関係に置いた方が適当ではなかろうか。また、かりにそれが転嫁されることはなりましても、不當に家賃をつり上げることにもならないではないかというふうに考えたわけであります。

うのですが、しかし、こういう公営住宅というのは、民間と同等なものを供給するといふならば別段やむ必要はないのです。問題はこういうふうな規定のであつて、やはりそれだけ収入が少い人たちの住宅の供給が少いというのを、これを供給するといふところに公営住宅の意味があるのじゃないかと思うのです。問題はこういうふうな規定なり、あるいは今の算定を見ていると、最初から使用者に負担転嫁を予定しておるようだ見えるのですが、それでいかどうか。それから同時にこの十九条にもござりますが、同じ市の中で市営住宅の場合は市が交付金を貰ふのに、県の住宅に対しては市が交付金をもらえることになりますが、市が自分の貸付住宅に対して自分で取るということはないわけですから、そういう点で同じ公営住宅でありながら、経営主体が違うということによって、非常にまちまちな取扱いを受けるということで、はなはだ好ましくないよう思うのです。いわゆる統一をしていない。それは団体の都合によつて、考え方によつてある場合には使用料に転嫁してもよろしい、あるいは転嫁しなくてもよろしいということでは非常に不統一じゃないか、こういうふうに考えられるのです。が、そういうことにしたが基本の考え方はどこにあるのか、その団体が払うべしといふのであるか、あるいはそれを使っておる者が払うべしといふのであるか、どちらでもいいと、いうことはまことに不統一じゃないか、こういうふうに考えられますがないかがでしようか。

これは私は程度の問題じゃなかろうか
というふうに思つてゐるわけであります。
ことに國が住宅政策として積極的に
公営住宅の建設費につきまして補助金
を交付して参ります。現在御承知の如
によると第一種公営住宅につきましては
二分の一を補助金として交付し、第二
種公営住宅につきましては三分の二を
補助金として交付して参ります。従いま
して公営住宅の家賃の限度額は、第一
種公営住宅につきましては残りの二
分の一の地方負担額の元利償還額と管
理費、修繕費等がその算定の基礎にな
つていいわけであります。第二種公
営住宅の場合には残りの三分の一の元
利償還額と管理費、修繕費といふもの
が家賃の限度額の計算の基礎になつて
いるわけであります。さらにそれらの
部分につきましても地方団体が一般財
源でまかなつてゐるところもございま
すし、全部を家賃に転嫁しているとこ
ろもあるわけであります。これをさら
に地方団体に対しまして一般財源でま
かなえといふのにつきましては、小さ
いところの地方団体を考えますと法律
で強制することは適當ではない。もと
より地方団体が自主的にそういうよう
に積極的に金を出していくことはとが
むべきことではない、むしろ好ましい
ことだと思うのでありますが、それを
さらに地方団体が負担を國から強制さ
れる、これは適當なことではないの
じゃないかというような考え方を持つ
てゐるわけであります。

か、こういうような問題につきましては、も現に公営住宅は、地方団体の政策によりまして國が助成をしていく、さらに地方団体も一般財源をつぎ込んでいるところもあれば、つぎ込んでいないところもある、そういうように現に差があるわけでありますので、必ずしもこれを一律にしなければならないことはないのじゃないか、もし一律にするなら國の政策としてはっきり補助金をそれだけ増額をするなり、何らかの方方法をとるべきじゃないかというふうな考え方を持つておられるわけであります。そういうようなことにもなつておられますので、今度の交付金相当額を転嫁するか、あるいは一般財源でまかなうか、これも法文上は地方団体の選択にゆだねているわけであります。しかし現に公営住宅の家賃の限度額につきましては、國の補助金相当部分はこれは転嫁しちゃいけない、あの部分は転嫁を建前といいましょうか、あるいはその限度額の中に全部織り込まれておるといいましょうか、そういうことにいたしておるわけでござりますので、そういう原則的な意味から申し上げますと、転嫁することになるのだろうと思ひます。しかし転嫁しないでやつていつてもよろしい。そういうことは市町村有の公営住宅の場合でありますと、転嫁しようと思えば転嫁できることにしておるわけであります。もし転嫁いたすといたしますならば、どちら有であっても同じ結果を生ずるのであります、市町村有の場合には固定資産税を課したりあるいはまた固定資産税相当額を一般財源として増強していくのも、一つの考え方に基づくものでありますので、そこには何も

矛盾はないのじやないだらうか、それをして国で統一するということになりますと、住宅政策そのものにつきまして、補助金以外の部分につきましても、国が一定の強制措置をとらざるを得ないと、いうことになるのじやないだらうかと、いうふうに思つておるわけでございます。

○北山委員 次に今度の交付金の制度によりますと、この国有資産等所在市町村の対象になる総体の資産といふものは千六百七十億ばかりであります。が、そのうちで今申し上げた住宅が相当多いわけです。その次には公営発電施設の四百億ばかりある。これに対しても、税額というか、交付金としては九千三百万ばかりでございますが、府県営の発電所、発電事業といふものは、そのコストの中に固定資産税といふものを見込んでおったのかどうか、あるいは固定資産税にかかるようなもののを見込んで、総合開発等における費用の割り振りであるとか、いわゆる発電コスト、それから出てくる工事費の負担、こういうものの割当があつたはずであります。が、こういう点について、は差しつかえがなかつたかどうか、これをお伺いしておきたい。

○奥野政府委員 料金をきめます場合には、今まで固定資産税を負担しておられませんでしたのでそれは入っておりません。従いまして府県側からはこの施設に対しましていろいろと意見があつたわけございますが、同時にまた多目的を持っておりますために公共事業としてこれらの仕事をやつている。従つて経費が割高になつてゐる。そういう点からいたしましても非常に無理があるような話がございふんあつた

わけでござります。しかし固定資産額で計算していく場合は二分の一の額を課税標準とるというふうな負担緩和の道を開くことにいたしましたので、この程度のものであれば合理化等によつて吸収していただきたい、まただらかなければならぬのではないだろうかというふうに思つております。

○北山委員 今の問題に関連をして、現在の府県営の発電事業といつものがどういうような営業の状態になつておるかということはいろいろな資料がおありだらうと思うのですが、もしもあるならば各府県営の発電事業についての収支ですね、どのくらいの利益があるものか、これは各府県によつて一般供給はほとんどやつておらないで、電力会社にまとめて売つておるわけです。その売電の料金等もいろいろまちまちのようでありますから、その経理の状態がよくわからぬので、従つてこういふ公営の発電施設に対して新しく負担をかける場合におきましても、これが妥当なものかどうかというような判断にわれわれは苦しむわけであります。こういふものも参考にして、そして九千三百万円の負担は大丈夫出せるといふに判断をしたものかどうか、その基礎になる資料がおありであつたならば出していただきたい、こう思いますがござりますかどうか。

○奥野政府委員 お話をようやに、発電施設によりまして料金にもかなり大きな違いがございます。電力会社が買

• 100 •

電いたします場合に、あまり大きな額で購入したのでは採算が合わない、そういう問題がございますので、買電する場合にも一つのリミットがあると思います。従いましてコストが非常に高くつくところにおきましては、特にこの制度に対しまして強い反対を示したわけであります。そういう特殊な発電施設につきましては、将来にわたって何か考慮しなければならないというふうな問題もあると思います。しかし総体的にはこの程度の負担でありますならば、まかなってもらえるのじゃないかというふうに思つておるのであります。

○北山委員 これに関連をして、最近長野県でしたか、それからその他の県におきまして発電税というものをかけられた。これは府県営の発電という意味じやなくして、県内にある水資源といふものを利用する、そういう民間の発電事業に対してかける税金のようになります。これを長野県でありますか、県会で議決をしたということになりますが、これについて自治庁としてはどういう御方針であるか、賛成しておられるのかどうか、お伺いしておきます。

で、いろいろ考えてはおりますが、自治廳としての最終的な意見は、まだ正式な申請もありませんでした関係もありまして、取りまとめる段階に至つております。ただ現在私の考えておりますところを率直に申し上げさせていただきますと、発電税というのはどういう性格の税なのだろうか。もしも事業に対する税であるといたしますならば、事業税がございます。しかも利潤を課税標準にいたしませんで、こういう公共企業でござりますから、収入金額を課税標準にしております。しかもこの収入金額を課税標準とする事業税につきまして、できる限り発電地帯に相当の収入を与えるたいという考え方から、一般的の事業税の関係府県間の分割基準は従業員数であります。従業員につきましては、固定資産の価額を用いております。固定資産の価額を用いるということは、発電自体において従業員数は少いわけでありますけれども、ダムその他において莫大な投資が行われております固定資産の価額をすることによって、発電地帯に事業税を特に多く還元できる、こういう配慮をいたしておられるわけでございます。次に一つの財産税的なものと考えるならば、固定資産税が課されておるわけでありまして、発電関係の会社全体でたしか七十億円くらいの負担をしておつたようになります。それから消費の段階につきましては、電気ガス税が課されておるわけであります。消費税でございますのであるとか、事業に対する課税でなければ、財産に対する課税でもなりにくいと思います。そうしますと、発電税というものはどういう性格のものであるとか、事業に対する課税でありますので、発電地帯の財源にはなりにくいくらいです。

ければ、あるいは消費に対する課税であります。しかし考えてみますならば、私は發電地帯におきまして、県が治水の仕事やつてこの水を使って電気を起しているのだ。そうするとある程度水を使うという受益者負担といいましょうか、そういうものを負担していいのではないかどうか、こういう考え方方が出てくると思います。ところがこういうような部分につきましては、河川法において水利使用料の制度が定められております。水利使用料の制度があるのに、さらに水を使っているからといって、受益者負担を求めるのも、少し理屈が立ちにくいのではないか、こう思うのであります。たゞ水利使用料は一戸当たり何円といふ金額、これはたしか政府の認可を受けなければならぬことになつておるわけであります。この水利使用料の額が少な過ぎるではないか、物価倍数から考えて参りますと、戦前を基礎にしてもっと多くなければならぬのに、今のは少な過ぎる、こういうことで発電具は常にこの問題で政府にいろいろと意見を申し出ておるわけであります。順次上つては参ったわけであります、なればならないのに、今は少な過ぎる、こういう問題があるわけであります。であります、私は発電税の問題よりも、やはり水利使用料の料率の問題で解決すべき筋合いのものではなない、こういう問題があるわけであります。であります、まだ自治庁として意見をまとめる段階に至っていないわけであります、申し上げましたようなことを私としては考えておるわけでございます。

ますが、おそらく電源地帯においてこの府県が発電税を課すということは、やはり財政上の見地ばかりでなく、その発電された電力というものが、県内において消費をされ、また県内でもいろいろそのため工場が起るというふうなことであれば、あるいはそういう問題が出てこないかもしれない。しかし問題は、電源地帯というものが、電気は自分の県で発電をしてそのエネルギーが線路を伝わって県外に出てしまって、エネルギーの供給地になってしまって、どういうような考え方からして、そこに発電税というような考え方方が出てくるのではないか。これは思想的にそういうふうに出てくるのではないかと思ふのです。そういう考え方からして、県内で使用される電力ではなくして、県外に移出する電力エネルギーについて発電税をかけるということは、観念上許されるものですか。考え方として認められるかどうか、これは奥野さんどういうふうに考えますか。

において考え方をなればならないといふが、問題は今のような思想でこれを認め得ないものかどうか、税の制度上対にいかぬということであるかどうか。もし発電税というものを認め得ならば、どういう考え方の上に立つて認め得るか。先ほど水利利用料という面がございましたが、かりに河川の水利使用料については一定の基準があり、あるいは認可を受けなければならぬいたしましても、その上に発電税というものを水利利用税の形で課することが必ずしも認め得ないことではあるまいと私は思うのです。そういう程度にダブつておる税制というのは、ほんにもたくさんあるのではないかと思ふのですが。一つの財産であるから一回かかるべきれないのだというような厳密なあれはないと思うのです。もしも発電税を認め得るならば、どういう考え方のものにこれを認め得るものかどうなんですか、今まででも長野県その他の府県から、たしか発電税については相当長期間の運動や陳情があつたはずなんですね。これについて自治庁はどういうふうな検討をし、どういうふうにこれを持つていらっしゃるか、このお考えを伺わせていただきたい。

「前二号に掲げるものを除く外、国の経済施策に照して適当でないこと。」この問題につきましては、電力料金をどうきめるか。電力料金をきめます場合に、租税政策も同時に検討されて参つて、現在でも電気に対しまする租税負担が過重であるという意見が、通産委員会を中心として、国会の中にもずいぶんござります。そういう際でもござりますので、この第三号の点について、どういう配慮をするかという問題が起つて参ります。それからやはりいろんな税を設けておりますので、これららの税制との関係をどう考えていくか。それをみて考えるならば、一種の受益者負担として考えていくことじやなかろうか、私はこう申し上げたわけでございます。もとより受益者負担の税が、地方税と他の制度と重複することが理論上絶対にいけないのだと申し上げるわけじございません。しかししながら河川法で定められておりまする水利使用料も、政府の認可に待つことにいたしておりますわけであります。地方団体がいろいろ希望しておりますが、これがなかなか引き上げられてこなかつた。漸次引き上げられてきたけれども、まだ十分ではなかつた。そういうことになつて参りますと、発電税につきましても、簡単に許可できるということにはならないのじやないだらうか。やはり各方面の問題をいろいろ

る総合的に検討せざるを得ないのじやないか。ただ、もうか、こう思うわけであります。ただ戦前におきましたが、水利使用料は、たしか一箇について一円だつたと思います。それが、今正確に覚えていないのであります。二百五十四円内外になつてゐるのじやないかと思います。物価倍数は御承知のように三百三、四十倍に伸びてゐるわけでござります。そうしますと、戦前水準を基礎とすれば、水利使用料の負担を電力会社がもつとしていいのじやないだらうかといふ問題が起つて参ります。しかしこの点につきましては、政府の方で認可を与えてないわけでござりますので、今までのところでは、別な角度からこれを拒否して参つたということになると思ひます。発電税を許可するといふことは、間接的にはこの水利使用料の認可限度額を引き上げたということになるのじやないだらうか。そうしますと水利使用料の引き上げが、今まで政府によつて認可されてこなかつたこの辺の考え方との間の調整をはからなければならぬのじやないだらうか、こういうふうに思つてゐるわけでござります。

ういうふうに評価を切り下げられておられます。これは電力料金を高くしない、電力料金を安く据え置くために固定資産税を三分の一に特別待遇をしておるわけなんです。ところが御承知のように、昭和三十年度あたりは電力公社は相当な黒字なわけです。もしもあらうにう占的な電力料金というものが、それを引き上げないため、損をしておらないためには、税法上特別に考えてやらなければならぬというので、地方税である固定資産税まで三分の一にしてやつておる。かつかつの状態であるならば、ああいうふうな黒字が出るわけがない。従つてああいう黒字が出る以上は、その状況を検討した上で、国税は別としましても、地方税である固定資産税における特別待遇をいふものはやめていいのじゃないか、こういうふうにも考えられる。同時に船舶についても、外航船舶については、これまで発電施設と同じように、特別待遇をやつております。ところがこの方も最近利益が上つて、配当を復活する。配当を復活するなら利子補給はやめようじゃないかという意見が大蔵省方面から出ておるというふうに聞いておりますが、その前にわれわれとしては、固定資産税についての、こういう発電施設あるいは外航船舶等についての特別待遇を再検討すべきではないか、こういうふうに考えるわけですが、税務部まして最初の五年間は価格の三分の一、次の五年間は価格の三分の二を課税標準とすることにしております。地方税制の場合でありますても、そこに

て出てきた電気といふものが県外に流れてしまふ。別な地域でいわば安い電気が使われていくことなんであつて、その電気がすべて県内、その地域内でその地域の住民なりあるいは事業なりを潤すならまだいいのですけれども電気の大部分といふのは必ず大都市の方に流れてしまふのである。そういうふうな性質のものに対して固定資産税を安くしていかなければならぬ。いわゆる國家目的というか、國の経済政策のしわ寄せといふか、犠牲を地方団体がこうむつておるということにはかならない。こういう見地から見ても、こういう現実から発電という希望が起つてくるのじゃないか、こう思うのであります。これは発電税と固定資産税、これを関連してやはり税務部としては検討してもらわなければならぬ、こう思うのですが、どうでしょ。

○奥野政府委員 お話のようにもとよ

り検討していかなければならないと思

います。しかしながら前段についてお

述べになりました点を申し上げます

と、御指摘のように電力会社の経理状

況は漸次好転して参つてきておると思

ております。しかし好転しておるから

あるいは悪化したからといふことで、

絶えず税制をねこの目のように変えて

いく、これは避けなければならないん

ぢやないか。電力会社が非常に経理状

態の悪い時期もございました。こうい

う時期におきましても固定資産税はや

り普通に課税をいたして参つたわけ

でありますし、事業税もまた利潤を課

ります。でありますので一時の会社經理

は補助金をもらつたり利子の補給をし

ることもさつき奥野さんの

言ふ通りに国税、地方税と筋が立つて

おればいいのですが、筋が立つてない

からいろいろな問題が起るのぢやない

かと思うのです。どうも日本の大きな

独占企業といふのは、損をしたときに

なつていくわけであります。要するに

木材引取税が立木伐採税かといふこと

になりますと、素材になりましたが、

木材引取税か立木伐採税かといふこと

になりますと、たとえば製材事業

に対しましては事業税が課されており

ます。しかし自県内の山林から得られ

た木材を使つておるのだからといふこ

とで製材高税というような税を法定外

に起したい、そういう式にいろいろな

事業につきましては発電税的な考え方も

につきましては水利使用料などがあり

ますので、私は税としてではなく、水利

使用料の問題につきまして、もう少し

地元に財源を与えるべきぢやないだろ

うかという考え方を強く抱いておるも

のであります。しかし前段についてお

か水利使用料で解決するのか、いろい

ろ考え方があるだらうと思うのであり

ます。ただ税制といふものはやはり相

互に関連したものでございますので、

どううかという考え方には強く抱いてお

るわけであります。

○北山委員 どうもさつき奥野さん

の意見通りに国税、地方税と筋が立つて

おればいいのですが、筋が立つてない

からいろいろな問題が起るのぢやない

かと思うのです。どうも日本の大きな

独占企業といふのは、損をしたときに

なつていくわけであります。要するに

木材引取税が立木伐採税かといふこと

になりますと、素材になりましたが、

木材引取税か立木伐採税かといふこと

になりますと、たとえば製材事業

に対する思ひますけれども、しかも発電

税と固定資産税、これを関連してやは

り税務部としては検討してもらわなければ

ならぬ、こう思うのですが、どう

でしょ。

なお発電税の問題でござりますが、地域内でその地域の住民なりあるいは事業なりを潤すならまだいいのですけれども電気の大部部分といふのは必ず大都市の方に流れてしまふのである。そういうふうな性質のものに対して固定資産税を安くしていかなければならぬ。いわゆる國家目的というか、犠牲を地方団体がこうむつておるということにはかならない。こういう見地から見ても、こういう現実から発電という希望が起つくるのぢやないか、こう思うのですが、どう

対しましては事業税が課されることは避けたい、こういう考え方を

持つておるわけでございます。

なお発電税の問題でござりますが、私はして考えるならば受益者負担だ

と申し上げたのであります。もしそ

ういうことが金額的によろしいといふ

ことになりますと、たとえば製材事業

に対する思ひますけれども、しかも発電

税と固定資産税、これを関連してやは

り税務部としては検討してもらわなければ

ならぬ、こう思うのですが、どう

でしょ。

○奥野政府委員 お話のようにもとよ

り検討していかなければならないと思

います。しかしながら前段についてお

かれておりました点を申し上げます

と、御指摘のように電力会社の経理状

況は漸次好転して参つてきておると思

ております。しかし好転しておるから

あるいは悪化したからといふことで、

絶えず税制をねこの目のように変えて

いく、これは避けなければならないん

ぢやないか。電力会社が非常に経理状

況の悪い時期もございました。こうい

う時期におきましても固定資産税はや

り普通に課税をいたして参つたわけ

でありますし、事業税もまた利潤を課

ります。でありますので一時の会社經理

は補助金をもらつたり利子の補給をし

ることもさつき奥野さんの

言ふ通りに国税、地方税と筋が立つて

おればいいのですが、筋が立つてない

からいろいろな問題が起るのぢやない

かと思うのです。どうも日本の大きな

独占企業といふのは、損をしたときに

なつていくわけであります。要するに

木材引取税が立木伐採税かといふこと

になりますと、素材になりましたが、

木材引取税か立木伐採税かといふこと

になりますと、たとえば製材事業

に対する思ひますけれども、しかも発電

税と固定資産税、これを関連してやは

り税務部としては検討してもらわなければ

ならぬ、こう思うのですが、どう

でしょ。

○奥野政府委員 お話のようにもとよ

り検討していかなければならないと思

います。しかしながら前段についてお

かれておりました点を申し上げます

と、御指摘のように電力会社の経理状

況は漸次好転して参つてきておると思

ております。しかし好転しておるから

あるいは悪化したからといふことで、

絶えず税制をねこの目のように変えて

いく、これは避けなければならないん

ぢやないか。電力会社が非常に経理状

況の悪い時期もございました。こうい

う時期におきましても固定資産税はや

り普通に課税をいたして参つたわけ

でありますし、事業税もまた利潤を課

ります。でありますので一時の会社經理

は補助金をもらつたり利子の補給をし

ることもさつき奥野さんの

言ふ通りに国税、地方税と筋が立つて

おればいいのですが、筋が立つてない

からいろいろな問題が起るのぢやない

かと思うのです。どうも日本の大きな

独占企業といふのは、損をしたときに

なつていくわけであります。要するに

木材引取税が立木伐採税かといふこと

になりますと、素材になりましたが、

木材引取税か立木伐採税かといふこと

になりますと、たとえば製材事業

に対する思ひますけれども、しかも発電

税と固定資産税、これを関連してやは

り税務部としては検討してもらわなければ

ならぬ、こう思うのですが、どう

でしょ。

○奥野政府委員 お話のようにもとよ

り検討していかなければならないと思

います。しかしながら前段についてお

かれておりました点を申し上げます

と、御指摘のように電力会社の経理状

況は漸次好転して参つてきておると思

ております。しかし好転しておるから

あるいは悪化したからといふことで、

絶えず税制をねこの目のように変えて

いく、これは避けなければならないん

ぢやないか。電力会社が非常に経理状

況の悪い時期もございました。こうい

う時期におきましても固定資産税はや

り普通に課税をいたして参つたわけ

でありますし、事業税もまた利潤を課

ります。でありますので一時の会社經理

は補助金をもらつたり利子の補給をし

ることもさつき奥野さんの

言ふ通りに国税、地方税と筋が立つて

おればいいのですが、筋が立つてない

からいろいろな問題が起るのぢやない

かと思うのです。どうも日本の大きな

独占企業といふのは、損をしたときに

なつていくわけであります。要するに

木材引取税が立木伐採税かといふこと

になりますと、素材になりましたが、

木材引取税か立木伐採税かといふこと

になりますと、たとえば製材事業

に対する思ひますけれども、しかも発電

税と固定資産税、これを関連してやは

り税務部としては検討してもらわなければ

ならぬ、こう思うのですが、どう

でしょ。

○奥野政府委員 お話のようにもとよ

り検討していかなければならないと思

います。しかしながら前段についてお

かれておりました点を申し上げます

と、御指摘のように電力会社の経理状

況は漸次好転して参つてきておると思

ております。しかし好転しておるから

あるいは悪化したからといふことで、

絶えず税制をねこの目のように変えて

いく、これは避けなければならないん

ぢやないか。電力会社が非常に経理状

況の悪い時期もございました。こうい

う時期におきましても固定資産税はや

り普通に課税をいたして参つたわけ

でありますし、事業税もまた利潤を課

ります。でありますので一時の会社經理

は補助金をもらつたり利子の補給をし

ることもさつき奥野さんの

言ふ通りに国税、地方税と筋が立つて

おればいいのですが、筋が立つてない

からいろいろな問題が起るのぢやない

かと思うのです。どうも日本の大きな

独占企業といふのは、損をしたときに

なつていくわけであります。要するに

木材引取税が立木伐採税かといふこと

になりますと、素材になりましたが、

木材引取税か立木伐採税かといふこと

になりますと、たとえば製材事業

に対する思ひますけれども、しかも発電

税と固定資産税、これを関連してやは

り税務部としては検討してもらわなければ

ならぬ、こう思うのですが、どう

でしょ。

○奥野政府委員 お話のようにもとよ

り検討していかなければならないと思

います。しかしながら前段についてお

かれておりました点を申し上げます

と、御指摘のように電力会社の経理状

況は漸次好転して参つてきておると思

ております。しかし好転しておるから

あるいは悪化したからといふことで、

絶えず税制をねこの目のように変えて

いく、これは避けなければならないん

ぢやないか。電力会社が非常に経理状

況の悪い時期もございました。こうい

う時期におきましても固定資産税はや

り普通に課税をいたして参つたわけ

でありますし、事業税もまた利潤を課

ります。でありますので一時の会社經理

は補助金をもらつたり利子の補給をし

ることもさつき奥野さんの

言ふ通りに国税、地方税と筋が立つて

おればいいのですが、筋が立つてない

からいろいろな問題が起るのぢやない

かと思うのです。どうも日本の大きな

独占企業といふのは、損をしたときに

なつていくわけであります。要するに

木材引取税が立木伐採税かといふこと

になりますと、素材になりましたが、

木材引取税か立木伐採税かといふこと

日から行わるるといたしますと、法的な処置と町村における実態と百八十度違つた形が出て参ります。そのためにはその地域のよりよい姿を求めていく促進法の第一条の目的に相反するような事態が、むしろ出てくるという状態がある、こういうようなことについては、むしろ地方の情勢をよく勘案して自治厅当局ではこれらの問題の原から申達その他を一時保留するなりあるいは時期を待つて、村民なりあるいは町民の納得の上でその事態が円満に收拾されるような処置をなさるのがよろしいのではないか、こういうように考えておりますが、自治厅当局ではこの問題をどのようにお考えになつておられる御意見を承わりたい。

○小林(興)政府委員　ただいまお尋ねの点は私の方でもそういうニユースが入つたのでござります。実は今お話を通り北茨城市を作るということで、当初関係各村みな一致して議決をして参りましたして、県会ももちろん満場異議がなく書類が参つたものであります。施行期日が四月一日でありますので、こちらの方といたしましても県の处分を官報に載せるだけございますから、至急登載の手続を進めたのでござります。ところがその後今お話を出ましたような事態が起つて、関係町村の一部が脱退の決議をした、新町村建設計画の作成をめぐつていろいろ議論が出て、そういうことになつたという情報が入りましたので、われわれの方といたしましても、事態が穏やかでないでの、実情調査並びに県としての適切なる措置を期待して連絡をしておつたのであります。そしてこの官報施行の問題は、御承知の通り合併は県の知事

が議会の議決を経て処分をすることとされを受けて直ちに官報に掲載の手続けをする、こうしたことありますので、こちらで手続をするということは穩かでない。そこでその話を聞きましたので、県の方で事態收拾の方はしあるべくとなるように連絡をとつたのです。ところが先ほど、しばらくお話をございましたが、県の方から連絡がございませんので、一応脱退した町村も、新入りまして、一応発足しよう、その他合併計画の条件その他につきましても、町村建設計画の協議がまとまって、しかも全くも一応発足しようと、その他合併計画の条件その他につきましても、一応の話がまとまって発足することになりましたからという連絡があつたのです。もつとも町村民の中には反対のあることは事実でございますが、そういうことでともかくも事態を收拾したいからという連絡がありましたことを、あわせて御報告を申し上げたいと存じます。

るような事態がございました。村会の反対派の方と賛成派の方と限定された傍聴者を入れるというような、実に圧力的なやり方で強引な取りきめがなされたような事態もございます。私はここで申し上げたいことは、別段合併をすることがその市町村にとってはいいとか悪いという論議はここではいたたたくない。ただ問題なのは、非常に強引なやり方で町村合併が当局において行われた。そのためには、非常に強対をしてしまったというような実情でござります。実は私きのう地方からの陳情も受けましたし、しかも昨夜、夜中の二時ごろに電話もありまして、二つの村から実はあれには絶対反対だから一つ何とか四月一日の施行ということだけは一応しないようにしてほしい。そうしてやはり話し合いのできるように時間もおいてほしいというのが地方の実情でございます。それからなお昨日茨城県の知事友末氏とも電話で連絡しましたところが、友末氏はあれはともかく議会の議決を経て順調に来ているのだから、それをわざか一日か二日で議会の議決をひっくり返すようなやり方をするというのはけしからぬ、だからこれははどうしてもやはりあの通りにやるつもりであるというようなことを言つておるわけです。そのために最大の努力を払つて説得工作をするということを言つております。この説得工作がどういうふうにやられたか私はわかりません。しかしもしその説得工作が知事の方から自治庁の小林部長のところへ来ておるような情報と違うような状態であるとしますと、これは不

そらくこれをそのまま実行されました。場合には、促進法によるところの合併は行われなくて、地方自治法によるところの合併という形が出てくると思う。そのためあらゆる機関が無に帰するというような事態が一時出て参りまして、これらの市町村は麻痺状態に陥るという形が出てくる。地方新聞はいわゆる夢の都市ができるんだ、こういうふうにまで言つておるわけです。だからそういうような事態を考えましたときに、もし小林部長のところまで来て、その情報と違うような事態があつたときには、どうなさるかといふ問題が一つあります。それから今そういう状況の中で自治庁当局が、これはもうとにかく知事の決定権であるから、われわれはただそれを官報に掲載しなければならない責任だけなんだからというようなことで、それを掲載するというような形にまで持つていく所存であるのかどうか。またこういうような場合に、大臣は地方の実情がそういう状態にあるときに、法の規定するところによつて、ただ手続業務だけを自治庁がやればいいのだということで、淡淡としてそれを掲載するということをなさる御所存であるのかどうか、この機会に一つ御意見を承わつておきたいと思います。

ら、実は直ちに官報に載る段取りになつて、もう官報に載る段取りになつておつたのであります。しかしながら今お話の通りそのうちの一部の村が脱退の決議をした、これは私たち自治庁といたしましても、形式上手続があるからといって、これは重大な問題でござります。村民の一部に反対があることでも軽んじてはいけませんけれども、議会そのものがひっくり返ったということになれば、それは重大な問題でありますして、そこでその問題が適当に処理されることが少くとも手続を進めしていくに必要な問題でありまして、手續まで進めてしまつておりますけれども、時間的なゆとりがあれば場合によつてはひっくり返さざるを得ないこともありますのでござります。そこで県の方にも連絡をいたしまして、もし県の方で話がまとまらぬようならば、それはこつちは手続は済んだが正誤してもいいという気がいたしまして、連絡をしておつたのであります。それが幸いにしてけほど来、六時から十時ごろまでの間だと言つておりますが、その脱退した町村全部も建設計画を協議して議了をいたした、それで御心配のように促進法でない合併ができることはなかろう、一応促進法にのつて円滑に合併はともかくも発足する、しかし村民の間にいろいろな反対もあるので、そうした問題はなお今後慎重に考え方よといふ趣旨のことと希望条件として入れて協議を了した、あととの問題は事態によってなお必要な調整を加えようという条件つきで、合併の設計画ができるからといふことでございまして、われわれといたしましても今後その問題の收拾に十分意を用

いまして、遺憾のないよう指導をいたしたい、こういうふうに存じておるのでござります。

○石野久男君 今のようなお話をしますと、もう質問の点はなくなるわけです。ただ私は念のためにのことだけを申し上げておきたいと思います。

私は本朝の二時ころから今までの情報はわかつていません。そこでその間に今のような情勢の転換があるとすれば、もう一心問題は解決したものと思

いります。しかし従来の例からいいます
ると、どうも地方の声と県の当局が
言つている声との間に非常に大きな違

いがあって、既成の事実を作った上で、町村民をそのワクの中に入れていいくという傾向があるようと思われるわ

けです。もしさういうことがあります
とすると、ただいまの小林部長の言つ
ていることとも、非常に誤った基礎の上
に出る結論になつて参りますので、危

險だと思います。そこで私はその情報が正しいものという場合は、もうこれでよろしい。しかしもしそれがもし私

の危惧するような線があつた場合に
は、これは非常に不測の事態になつて
くると思いますので、その場合の処置
にあらへよこうと考案して

とかあるいふことを考慮して、今四月一日といいますと、明後日になります。こういうようなことを、もう少し確実な情報に基いて施行なさ

る御所存があるかどうかが第一点。それをなぜ言うかといいますと、実は促進法第六条による規定は、御承知のよ

うに新しい計画を持たなければ進まない状態になるわけです。ところが今までそれを持つておらなかつたのです。実を言ひますと、各町村にはそういう建設の十面と全然寺にござり、自合院こ

いろいろな申請が出されておるわけですが、むしろ申請の中には非常に法的に見ては虚偽の申請が行われていた。こういうふうにことを考えますと、ただいま既成事實が作られ、地方の市町村民はそのワクの中で動きがとれない状態になつてゐるのが現実でございます。こういうふうにとてはそのまま百パーセント受け取ることで得き得ない状態であります。けれども私自身があなたの今おっしゃった憤慨があつたということについても、私はそのまま百パーセント受け取ることで得き得ない状態であります。けれども私自身があなたの今おっしゃつた憤慨をつかんでおりませんから、これ以上どうも質問のしようがないので、結局私の危惧するような点について、大臣はどういうふうにお考えになつておられるか。またそれをどういうふうに御処置なさるかということについての御説明をいただきたい。特に私はこの点を聞いておきたい。もうあと一日かかるので、そういう事態がくるのですから、できるならばこれは数日なり一ヶ月延ばすというような処置をなさつても、決して悪いことはないんじやないか。むしろそのことの方が政治をやる上からはよろしいのではないかと思ひますので、そういう処置がなされないのかどうかということについて、二つこれは大臣からの御所見を承わりたいと思います。

○小林(興)政府委員 それで期日の問題は、先ほど申しました通り、私の方は実は手続が済んでおつて、もう官報に載るだけになつておるわけです。しかし施行の日といふものは県がきめるところになつておりますので、私は事態によって話がつかぬものならばともかくも、一応前の議決は有効にできておりますし、脱退議決までやつておるということで、話がつかぬままで行くのはいかがかというので、県の方でも話がつかぬものならということで連絡しましたのであります。幸いにして今申ました通りこれは諭務部長からの電話でございましたが、脱退した町村も話がまとまって建設計画を作成した。しかししながら村内に反対のあるものこれは事実であつて、将来の問題につきましては、なお少し話をして、必要な場合にはまた必要な措置をとるといふこととの条件のもとに、合併計画を作つたそうでございます。それでありますから、一応発足をして、あとは十分に話を進めたい。どうしてもいかぬ場合は、またそれに即するよう処置をいたしたい、こういうことで話がまとまつたそろでございますので、われわれとしましては、その方針に従つて動くべきじゃないか。なお念のためにあした地方課長が出てきて詳細に報告することになつておりますから、その報告の次第はまた報告を申し上げたいと思います。

○大矢委員長 それでは休憩前の地方税交付税法の一部を改正する法律案、国に資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題といたします。地方税法の一部改正に関する小委員長より審査の経過並びに結果について報告をいたしたいとの申し出がござりますから、これを許します。

川崎末五郎君。

○川崎(末)委員 地方税法等改正に関する小委員会におきまする付託された法案についての審査の経過並びに結果について、簡単に御報告を申し上げます。

今次国会に提出せられました地方税法の改正に関する諸法案は、いずれも地方財政の再建と健全化のために立案する小委員会において、内容的にせられたものであります。重要な改正を含むとともに、地方財政並びに住民の税負担の上に及ぼす影響もまたきわめて重大なものがありますので、地方交付税法の一部を改正する法律案、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案、及び地方税法の一部を改正する法律案の三案を議題といたしまして、小委員会は慎重に審議を開始いたしましたのであります。今日まで七回開会いたしまして、法案の細目にわたって政府の説明を聴取するとともに、広く請願、陳情、要望書等に現われました地方税制上の問題点をもしさいに検討いたしたのであります。

特に論議の中心となつた主要な点を申し上げますと、第一に、国有資産等所在市町村交付金につきまして、駆留軍使用の国有資産及び旧軍港施設を交換するとのことで、廣く請願、陳情、要望書等に現われました地方税制上の問題点をもしさいに検討いたしたのであります。

均衡上から見ましても、また所在市町村の困窮している実情から見ましても、適当でないのではないかといふべき点が、おもなる検討の問題点でございました。

第三には、事業税につきまして、鉄に対する外形標準課税は、税体系の問題はしばらく別といたしましても、現実にはなはだしく負担の過重を来たしており、バス事業等との均衡上から見ましても、所得課税に改めるべきが至当ではないかという点でございました。

第四に、同じく事業税につきまして、大工、左官等主として労務を主体にいたしております業種（公衆浴場業）のごとき、公衆衛生の見地から見ての一定の規制を受けている業務につきましては、社会政策的の見地からいいたしまして、これを第三種に改めて、その負担を軽減するが至当ではないかという点でござります。

第五には、娯楽施設利用税におきまして、スケート場の利用を一般人に對してもこれを非課税にするがむしろ適当ではないかという点でござります。

第六は、固定資産税につきまして、いわゆる大規模償却資産に対する市町村の課税限度額をこの際引き上げる必要はないか。また昭和二十九年度以前に建設に着手した水力発電用の償却資産について、つゝ果税（支度費）の特例つづきましては、税率が高きに過ぐるのではないか、また免税措置のため微調整をやりやめるべきではないかというような点が、おもなる検討の問題点でございました。

適用範囲をこの際拡大いたしまして、新設のもののすべてにまでこれを及ぼすべきものではないかということございました。

第七には、遊興飲食税につきまして、公給領収証制度をどうすべきであるか。むしろこれをこの際施行後間がないのではござりまするけれども、ある観点から見ますれば廢止するかあるいは改善を加えた方がいいのではないかという点が論議の中心の一つございました。その他信用金庫等に対する課税適正化の問題、あるいは水源地に対する所在町村交付金交付の問題、木材引取税の取扱い、自動車荷車税の廃止等、現行制度全般にわたつての問題点を検討いたしたのであります。二十二日には日本社会党側の委員諸君から、以上の諸点をも含めまして、相当広範にわたる修正意見が開陳されたのでござります。その修正意見の中には自由民主党側の委員諸君において、相当の問題点を検討いたしましたが、二十二日には日本社会党側といましては、明年度につきましてはすでに予算も成立いたしておるこの際であり、修正によって歳入の欠陥を生ずるおそれもござりまするので、これら的问题はさらに「そう検討を加えた上、あげて昭和三十二年度において予期される税制財政制度の根本的改革の際に譲るべきものである」という見解をとりまして小委員会といたしましては、この際修正案の作成を見合せまして、ただ各委員の間で見解の一一致した案件につきまして、本委員会の委員各位の御賛同を得ますれば、これを地方税法

改正案等に対する附帯決議として提案いたしまして、その検討、善処方を政府に要望し、それが実現を次年度において期するということにいたした方が妥当であるという意見が多かつたよう

に存じておる次第でござります。
以上、簡単にございますが御報告申し上げます。(拍手)
○川村(継)委員 小委員長にちょっとお尋ねいたしておきたいのです。小委員長から、地方税法等の小委員会の審査の経過を詳しく御報告いただいたのであります。が、今御報告を聞きまして、この際少しお聞きしておきたいと思いますことは、地方税関係で問題となつておりました軽油引取税の問題、それから三公社に対する固定資産課税の問題は、本委員会でも相当論議のまことにあります。が、三公社に對する固定資産課税の問題、運輸委員会から軽油引取税の問題について、全会一致の修正案を本委員会に申し入れられておったことを思ひ起すのですが、これについて小委員会とされましては、どのような程度にこれを審議下さったかというようなことを、もう少し詳しく重ねてお聞かせをお願いしたいと思うのであります。

○川崎(末)委員 ただいま御質問の軽油引取税の問題に関しましては、今川

さんからお話を特にこれを取り上げて、しきいに検討するという段階にもなつておられませんでした。これは小委員会としてははなはだ怠慢であるかもしませんけれども、一面、私が申しておかしいけれども、自由民主党の方におきまして、また提案の

際には相当この問題については各方面から検討いたしまして、そうしてでき上つた案であります。これには予算の関係もございますので、小委員会におきましても、あるいは運輸委員会の濱野委員からも大体運輸委員の方の申し出についての趣旨も伺いまして、相当お聞き取りはいたしましたけれども、この問題につきましては大体委員の多数の方々といたしまして、これが裏づけをしておる消費量の問題につきまして、当初自治庁側から説明いたしますが、今御報告を聞きまして、から申されます消費量の額について相手に聞きがございましたので、これらの点につきましても一致を見ることができませんでした。政府の方といたしましては運輸省側、自治庁側もそれぞれ調整されまして、両者同一の消費量の統計の提出もありました。それから勘定いたしますると、もし軽油税の税率その他にこの際変更を加えるといふような関係もありまして、大多数の委員の方々は、この際この問題については修正その他の点に触れないで、むしろ政府原案を承認するより余儀ないじやないか、こういう意見のように私は伺いましたけれども、これ以上こまかい具体的な検討には入りませんで、これらはいずれ小委員会から本委員会に報告いたしまして、あと結論の点その他があれば、この委員会において皆さんによつて御善処願えればよろしくと存じております。

○大矢委員長 本日はこの程度にして、次会は公報をもつてお知らせいたします。

○大矢委員長 本日はこの程度にして、次会は公報をもつてお知らせいたします。これにて散会いたします。
午後四時四十八分散会
九

昭和三十一年四月三日印刷

昭和三十一年四月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局